# 2.4 専門的な知見を要する訴訟等に関する考察

## 2.4.1 はじめに

医事関係訴訟,建築関係訴訟,知的財産関係訴訟,労働関係訴訟及び行政事件訴訟等の,審理に当たり,種々の専門的な知見を必要とする訴訟(以下「専門訴訟」という。)が近時増加している。専門訴訟については,従来から,その審理に時間がかかるといわれており,その訴訟運営の改善をめぐっては,近時,様々な実務的取組もされている。ここでは,このような専門訴訟の現状と審理期間に影響を与える要因等について分析を試みることとする。

#### 2.4.2 医事関係訴訟の状況

医事関係訴訟は、民事第一審訴訟事件全体と比較すると、その審理期間は約3倍であり、平均全期日 回数が多く、平均期日間隔も長い。

期日回数が多くなる要因としては、①審理に当たり医学の専門的知見を必要とするため、争点整理に 時間がかかること、②人証数が多い事件の割合が高いため、口頭弁論期日回数も多くなることなどが考 えられる。また、期日間隔が長くなる要因としては、①医事関係訴訟の専門性のため、期日間の準備に 時間がかかること、②鑑定が実施される割合が顕著に高く、鑑定期間中は、期日が入らないのが通常で あることなどが考えられる。

もっとも、医事関係訴訟については、近年、新受件数が一貫して増加傾向にあるものの、平均審理期 間は,ほぼ一貫して短縮化する傾向にある。これは,①争点整理手続の合理化により争点整理期間が短 縮したこと,②集中証拠調べの定着により人証調べのための期間が大幅に短縮したこと,③鑑定人候補 者推薦システムの整備が進んだ結果、スムーズな鑑定人確保が可能となる例が増加していること、④医 事関係訴訟を集中的に取り扱う医療集中部が東京、大阪、名古屋等の各地の地方裁判所に設置されたこ と及び近時、医事関係訴訟を専門に取り扱う訴訟代理人の層が厚くなり、医事関係訴訟実務に精通した 訴訟代理人が選任されることが多くなってきたことなどが要因と考えられる。

#### ○ 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟12においては、検査、手術、投薬等の必要性や適応の有無、診療行為が適切なものであった か否か、検査や治療行為についての説明が十分なものであったか否かなど、医療行為に関する様々な事項を めぐって争われることが多く、審理を進め、裁判をするには、医学に関する専門的知見が必要となる。

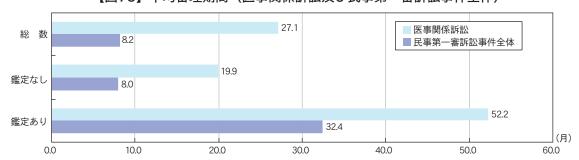
本件調査期間内に終局した民事第一審訴訟事件(医事関係訴訟及び建築関係訴訟\*13を含む数値)の件数が 10万6553件であるのに対し、同時期に終局した医事関係訴訟の件数は、719件であり、その割合は、民事 第一審訴訟事件全体の約0.7%である。医事関係訴訟の新受件数は、後に見るとおり、民事第一審訴訟事件 全体から見れば、それほど大きな割合を占めるものではないが、近年、増加の一途をたどっている。

#### 医事関係訴訟の審理期間

医事関係訴訟の平均審理期間は、後に見るとおり、短縮化傾向にあるものの、民事第一審訴訟事件全体と 比較すると、なお、長期化しており、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間の3倍以上に及んでいる(【図 75】)。審理期間別の事件数の分布を見ると,【表76】,【図77】のとおりである。すなわち,民事第一審訴訟 事件全体では、6月以内に終局した事件が全体の60.3%であって最も多く、また、2年を超える事件が全 体の6.0%にとどまるのに対し、医事関係訴訟では、1年を超え2年以内に終局した事件が24.2%であって 最も多く、3年を超え5年以内に終局した事件も21.1%に上っている。

<sup>\*12</sup> ここでは、事件票上「医療損害賠償」として集計されているものを、便宜、医事関係訴訟と呼ぶ。

<sup>\*13</sup> 建築関係訴訟の具体的な内容については、2.4.3を参照されたい。

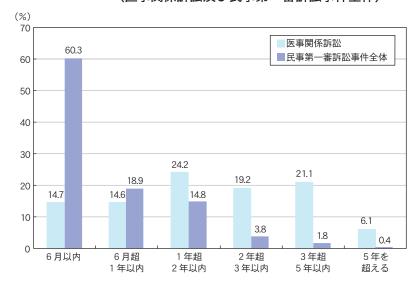


【図75】平均審理期間(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

【表76】 審理期間別の事件数及び事件割合 (医事 関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

事件の種類		医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟事件全体
=	事 件 数	719	106,553
審理期間	平均審理期間 (月)	27.1	8.2
	C P N th	106	64,251
審	6月以内	14.7%	60.3%
理理	6月超1年以内	105	20,110
	0万起 T 十次F3	14.6%	18.9%
期	1年超2年以内	174	15,818
間	1	24.2%	14.8%
別	2年超3年以内	138	4,056
事	2 中起 3 中 从 内	19.2%	3.8%
件	3年超5年以内	152	1,916
	3 千起 3 千以 内	21.1%	1.8%
数	5年を超える	44	402
	り十七起んつ	6.1%	0.4%

【図77】審理期間別の事件割合 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



#### ○ 審理期間と期日回数及び期日間隔との関係

【図78】は、医事関係訴訟と民事第一審訴訟事件全体の審理期間別の平均全期日回数と平均期日間隔を示したものである。

これによれば、審理期間と平均全期日回数については、医事関係訴訟は、民事第一審訴訟事件全体の場合 と同様、審理期間が長くなると平均全期日回数も多くなるという関係が認められる。

期日間隔についても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様、審理期間が1年を超えた医事関係訴訟の平均期日間隔は、審理期間が1年以内の事件の平均期日間隔と比べ、やや長くなり、審理期間が3年を超えると、更に平均期日間隔が長くなる傾向にあることが分かる(【図78】)。そうすると、医事関係訴訟においても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様、審理期間が3年以内の事件については、審理期間に影響を及ぼすのは主として期日回数であり、期日間隔の影響は大きくないと考えられる。これに対し、審理期間が3年を超えるような事件では、審理期間が3年以内の事件と比べると平均全期日回数が増えるとともに、平均期日間隔が顕著に長くなっており、期日回数と共に、期日間隔も審理期間の長期化に影響していることが分かる。



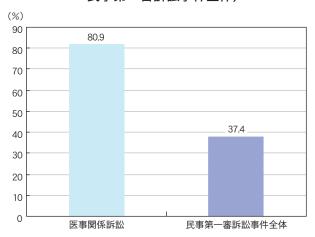
【図78】審理期間別の平均全期日回数と平均期日間隔(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

## ○ 医事関係訴訟における争点整理期日及び口頭弁論期日の状況 (争点整理期日について)

【図79の $1\sim5$ 】は、医事関係訴訟の争点整理手続の状況を示したものである。

【図79の1】によれば、医事関係訴訟における争点整理実施率は、80.9%に及んでおり、民事第一審訴訟事件全体の37.4%と比べて顕著に高い。また、争点整理期日が実施された場合、その回数が民事第一審訴訟事件全体と比べて多くなる傾向にあることが分かる(【図79の2,3】)。そして、争点整理に要する期間(訴えの提起から争点整理が終了するまでの期間)の平均は22.1月であり、民事第一審訴訟事件全体につき争点整理に要する期間として計算上算出された10.5月よりも倍以上長くなっている(【図79の4】)\*14。医事関係訴訟の争点整理期日の平均期日間隔は、2.6月であり、民事第一審訴訟事件全体の平均期日間隔(1.9月)\*15より長い(【図79の5】)。

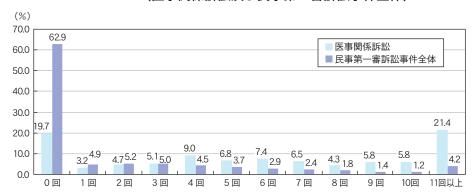
【図79の1】争点整理実施率(医事関係訴訟及び 民事第一審訴訟事件全体)



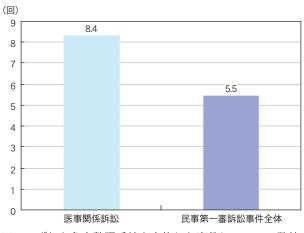
<sup>\*14</sup> 医事関係訴訟及び建築関係訴訟では、争点整理に要した期間として訴えの提起から争点整理が終了するまでの期間の報告を特に求めている。他方、民事第一審訴訟事件全体については、医事関係訴訟と異なり、争点整理に要した期間を把握できないので、【図79の4】における民事第一審訴訟事件全体の数値は、民事第一審訴訟事件全体のうち、争点整理手続を実施した事件の争点整理手続の平均期日回数(5.5回)に民事第一審訴訟事件全体の平均期日間隔(1.9月)を乗じて算出した参考値である。

<sup>\*15</sup> 民事第一審訴訟事件全体では争点整理期日のみの期日間隔は把握できない。

【図79の2】争点整理期日回数別の事件割合 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



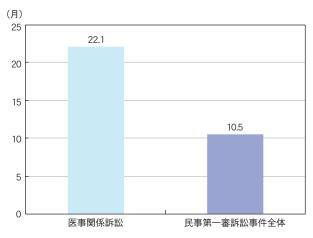
【図79の3】平均争点整理期日回数(医事関係訴訟 及び民事第一審訴訟事件全体)



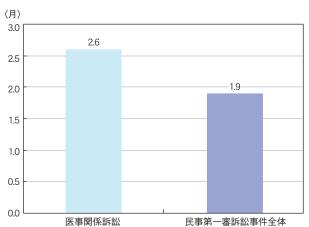
※ いずれも争点整理手続を実施した事件についての数値である。

このような医事関係訴訟の期日回数及び期日間隔の特徴の原因としては、医療行為が適切に行われたか否か等が争点になるなど事件内容が高度に専門的であることから、当事者が的確な主張を行うためには十分な期日間隔が必要になることが挙げられよう。また、一連の医療行為について、様々な観点から過失が主張されて、専門的内容を含む争点が多岐にわたって生ずることが少なくないことなどから、争点整理期日回数が多くなるのではないかと考えられる。

【図79の4】平均争点整理期間(医事関係訴訟及び 民事第一審訴訟事件全体)



【図79の5】平均争点整理期日間隔(医事関係訴訟 及び民事第一審訴訟事件全体)

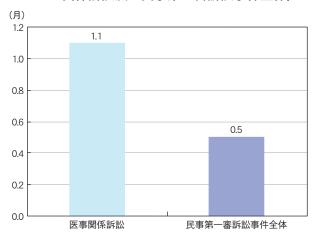


ちなみに、【図80】は、医事関係訴訟と民事第一審訴訟事件全体の弁論終結から終局までの平均期間を比較したものであり、これによれば、民事第一審訴訟事件全体と比べ、医事関係訴訟の弁論終結から終局までの平均期間は相当長くなっている。

### (人証調べについて)

【図81】は、医事関係訴訟における人証数別の 平均審理期間を民事第一審訴訟事件全体と比較し たものである。これによれば、医事関係訴訟にお いても、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、 人証数が増加するに従って、平均審理期間が長期 化するという傾向が認められる。

【図80】弁論終結から終局までの平均期間(医事 関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図81】人証数別の平均審理期間(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図82】は、医事関係訴訟における人証数別の平均口頭弁論期日回数及び平均期日間隔を示したものである。これによれば、民事第一審訴訟事件全体と同様に、人証数が増えるに従って平均口頭弁論期日回数が多くなる傾向があること、人証数が増えても、平均期日間隔はさほど変化しないことが分かる。なお、医事関係訴訟において、人証数が7人以上の場合については、平均期日間隔が長期化しているが、これは、基礎となる事件数が極めて少なく、個別の事件の特性が出た可能性があり、傾向を把握するには、なお統計データの集積を待つ必要がある。

ところで、【表83】によれば、医事関係訴訟の平均人証数 (2.0人) は、民事第一審訴訟事件全体 (0.6人) と比較すると、3倍以上になっている。

【図84】によれば、医事関係訴訟では、民事第一審訴訟事件全体と比べ、人証数が多い事件の割合が高いことから、その分、口頭弁論期日回数が増え、審理期間も長くなるという側面があると考えられる。

医事関係訴訟における平均人証調べ期間<sup>116</sup>は、5.9月であり、人証調べのための平均期日回数は2.2回、人証調べを実施した事件における平均人証数は3.1人である(【表85】)。したがって、1期日当たり約1.4人の人証を取り調べていることになる。医事関係訴訟では、患者やその親族等のほか、医師等の専門家が人証となることも多いが、集中証拠調べの定着により、こうした専門家に対する尋問も、最近では、主尋問と反対尋問を含めて1期日で終える例が多い。

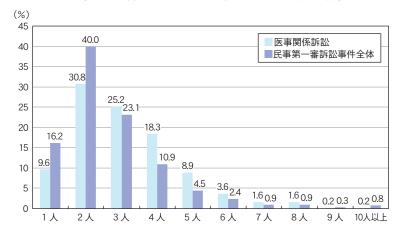
【図82】人証数別の平均口頭弁論期日回数と平均期日間隔(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図84】人証調べ実施事件における人証数別の事件割合 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

【表83】平均人証数(医事関係訴訟及び 民事第一審訴訟事件全体)

事	4件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟事件全体
$\downarrow$	平均人証数	2.0	0.6
証調べ	うち平均証人数	1.1	0.2
	うち平均本人数	0.8	0.3



【表85】医事関係訴訟における平均人証調べ期日回数,平均人証数,平均人証調べ期間,平均人証調べ期日間隔

平均人証調べ期日回数	2.2回		平均人証数(人証調べ実施事件)	3.1人
平均人証調べ期間	5.9月	] [	平均人証調べ期日間隔	2.7月

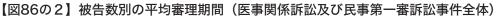
<sup>\*16</sup> 医事関係訴訟及び建築関係訴訟については、特別に人証調べの期間(最初の人証採用日から最終の人証調べ期日までの期間)についても報告を求めている。

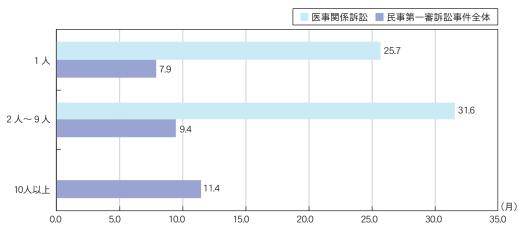
## ○ 当事者数との関係(付・訴訟代理人の選任状況との関係) (当事者数との関係)

民事第一審訴訟事件全体では、当事者数が増加することにより主として期日回数が増加し、その結果、審 理期間が長くなっており(2.2.4参照),医事関係訴訟についても,これと同様の傾向がうかがわれる(【図 86の1,2]。なお、本件調査期間における医事関係訴訟についての統計データの中には原告数又は被告数が 10人以上の事件はなかった。)。

■ 医事関係訴訟 ■ 民事第一審訴訟事件全体 21.7 1人 33.7 2人~9人 14.2 10人以上 25.3 (月) 0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0

【図86の1】原告数別の平均審理期間(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)





なお、【表86の3】のとおり、医事関係訴訟においては、民事第一審訴訟事件全体と比べ、原告が複数の 事件の割合が高い。すなわち、民事第一審訴訟事件全体を見ると、原告数2人~9人・被告数1人の事件の 割合は5.4%にとどまるのに対し、医事関係訴訟では34.1%に上る。また、民事第一審訴訟事件全体では、 原告数2人~9人・被告数2人~9人の事件の割合は2.6%にとどまるのに対し、医事関係訴訟では11.1% にも上る。医事関係訴訟においては、問題となった医療行為等を受けた患者のほか、その親族も当該医療行 為に基づき固有の損害を被ったとして原告となるケースや、患者自身が死亡し、当該患者を相続した複数の 者が原告となるケースも少なくない。また、被告についても、問題となる医療行為等が複数の医師により行 われた場合には、被告が複数となり得るし、担当医師のほか、雇用者である医療機関も被告とされるのが通 例である。このようなことから、医事関係訴訟では、通常の事件と比較し、当事者数が多くなるものと考え られる。

【表86の3】 当事者数別の事件数及び事件割合(医事 関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

;	事件の種類	医事関係 訴 訟	民事第一審 訴訟事件全体
	事 件 数	719	106,553
審理 期間	平均審理期間 (月)	27.1	8.2
	原告1	300	73,790
	・被告1	41.7%	69.3%
	原告1	94	23,453
	・被告2~9	13.1%	22.0%
	原告1	0	484
	・被告10~	0.0%	0.5%
当	原告2~9	245	5,766
	・被告1	34.1%	5.4%
事	原告2~9	80	2,768
争	・被告2~9	11.1%	2.6%
	原告2~9	0	52
者	・被告10~	0.0%	0.0%
	原告10~	0	165
	・被告1	0.0%	0.2%
	原告10~	0	67
	・被告2~9	0.0%	0.1%
	原告10~	0	8
	・被告10~	0.0%	0.0%

【図87の1,2】は、医事関係訴訟における当事者数別の平均全期日回数を示したものである。これによれば、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、被告よりも原告の数が増えた場合の方が、平均全期日回数の伸びが若干大きいが、民事第一審訴訟事件全体と比較すると全体的に平均全期日回数が相当多い(ちなみに、医事関係訴訟全体の平均全期日回数を見ても、11.5回であり、民事第一審訴訟事件全体(4.4回)よりも多い。)。

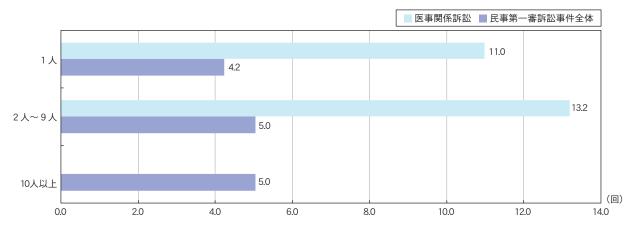
【図88の1,2】は、医事関係訴訟における当事者数別の平均期日間隔を示したものである。これによれば、被告の数が1人から2人~9人に増えても、民事第一審訴訟事件全体と同様に、平均期日間隔にはほとんど変動がないが、原告については、民事第一審訴訟事件全体の場合と異なり、1人から2人~9人に増えた場合、平均期日間隔が若干長期化する傾向が見られる。この原因としては、前述のとおり、当事者が複数、特に原告が複数となる事件は、患者本人のほか、その親族も医療行為により固有の損害を被ったと主張する場合や、死亡した患者を相続した複数の者が原告になる場合のような重大な医療事故の事案が含まれているため、争点がより複雑かつ困難なものとなって、準備に時間がかかるためではないかと推測される。

医事関係訴訟における当事者数別の平均期日間隔は,

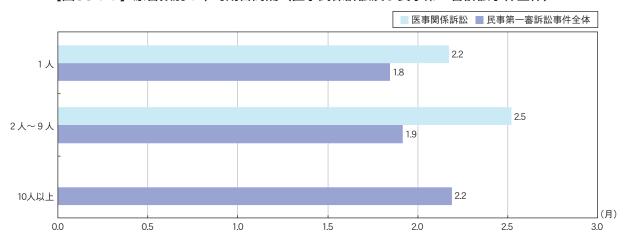
民事第一審訴訟事件全体と比べて長めになっている(ちなみに, 医事関係訴訟全体の平均期日間隔を見ても, 2.4月であり, 民事第一審訴訟事件全体(1.9月)よりも長くなっている。)。

【図87の1】原告数別の平均全期日回数(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)

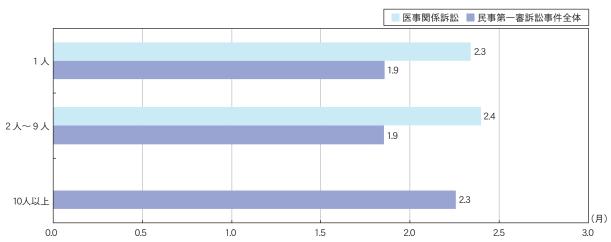
【図87の2】被告数別の平均全期日回数(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図88の1】原告数別の平均期日間隔(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図88の2】被告数別の平均期日間隔(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



### (訴訟代理人の選任状況との関係)

【図89の1】は、医事関係訴訟における訴訟代理人の選任状況別の平均審理期間を示したものであり、【図 89の2】は、訴訟代理人の選任状況別の終局区分の状況を示したものである。

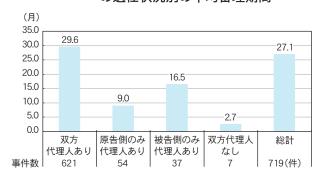
これによれば、2.2.5において見た民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に、当事者双方に訴訟代理人が 選任された事件の審理期間が最も長いが、医事関係訴訟においては、その専門性等が影響して、双方に訴訟 代理人が選任される率は86%を超えている(【図44】参照)。

後に見るとおり、近時、医事関係訴訟においては、新受件数が増加傾向にあるにもかかわらず、平均審理

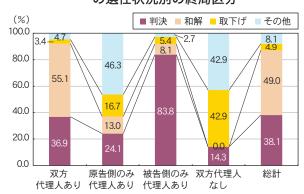
期間は短縮化しているほか、平均争点整理期日間隔が短縮化しており、このことは、裁判所側における実務の運用改善のみならず、医事関係訴訟を専門に取り扱う訴訟代理人の層が厚くなり、医事関係訴訟実務に精通した訴訟代理人が選任されることが多くなってきたことをうかがわせるものであるといえよう。

【図89の2】によれば、医事関係訴訟においても、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件では、和解の割合が顕著に高くなっており、訴訟代理人が当事者間の話合いによる解決を促進し、紛争の終局的な解決を早めていることがうかがわれる。

【図89の1】医事関係訴訟における訴訟代理人 の選任状況別の平均審理期間



【図89の2】医事関係訴訟における訴訟代理人 の選任状況別の終局区分

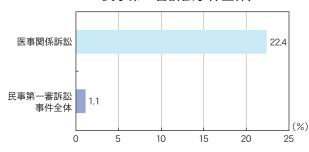


## 医事関係訴訟における鑑定の状況 (鑑定の実施状況)

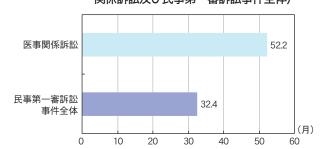
医事関係訴訟では、鑑定実施率は22.4%に及び、民事第一審訴訟事件全体の1.1%と比べて顕著に高い(【図90の1】)。また、鑑定を実施した医事関係訴訟の平均審理期間は、同じく鑑定を実施した民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間よりも相当長い(【図90の2】)。このように、鑑定の実施率が高く、かつ、鑑定を実施した場合、同じく鑑定を実施した民事第一審訴訟事件全体と比べて平均審理期間がより長くなるのは、主要な争点が適切な医療行為が行われたか否か、因果関係の有無等の高度に専門的な事項にかかわるという医事関係訴訟の事件の属性(内容)が影響していると考えられる。

以下では, 医事関係訴訟において, 鑑定の実施はどのような形で審理期間に影響を与えるのかを分析する。

【図90の1】鑑定実施率(医事関係訴訟及び 民事第一審訴訟事件全体)



【図90の2】鑑定実施事件における平均審理期間(医事 関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【図91の1,2】は、医事関係訴訟における各手続の長さの平均期間を示したものである $^{*17}$ 。これによれば、鑑定が実施された事件では、「最終人証から終局まで」の期間が26.2月であり(【図91の2】)、医事関係訴

<sup>\*17 【</sup>図91の1,2】における「争点整理終了まで」の期間は、前述のとおり、訴えの提起から争点整理が終了するまでの期間のことを指している。そのため、例えば、争点整理のために、途中で人証調べを行った事件では、当該人証調べに要した期間をも含んだ期間を指すので、「争点整理終了まで」、「人証調べ期間」及び「最終人証から終局まで」の各期間を単純に合計しても、平均審理期間とは一致しない。

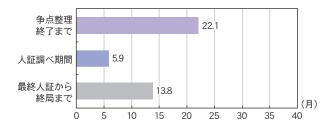
訟全体の13.8月(【図91の1】)と比較すると、相当長期化している。これは、人証の取調べを終えてから終局までの間に鑑定を実施することが少なくないという実務感覚にも符合するものである。

しかし、鑑定が実施された事件においては、「最終人証から終局まで」の期間のみならず、「争点整理終了まで」、「人証調べ期間」も、医事関係訴訟全体のそれらと比較して、長くなっている。鑑定を実施するような事件は、医事関係訴訟の中でも、一層複雑かつ高度な専門的知見が求められる困難なものであるため、鑑定実施に要する期間のみならず争点整理や人証調べにも時間を要しているのではないかと推測される。

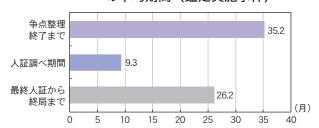
鑑定を実施した医事関係訴訟の審理期間の分布状況は【図92】のとおりであり、審理期間が3年を超え5年以内の事件が最も多く、次いで5年を超える事件が多い。なお、前出の【図78】によれば、審理期間が3年を超え5年以内の事件や5年を超える事件では、民事第一審訴訟事件全体と比べて平均期日間隔が長くなる傾向があるが、これは、審理期間が3年を超え5年以内の事件や5年を超える事件には、鑑定を実施した事件が多く含まれており、鑑定期間中には期日が入らないことが多いため、平均期日間隔が長めに算出されることになるからではないかと推測される。

医事関係訴訟における鑑定で特徴的なことは,鑑定人の確保に時間を要する点であり,【表93】のとおり, その平均的な期間は,5.3月である $^{*18}$ 。なお,医事関係訴訟の鑑定事項には複雑困難なものが多いことから, 鑑定実施自体にも相当の時間を要するものと推測されるが,この点については統計データがない。

【図91の1】医事関係訴訟における各手続別 の平均期間(全事件)



【図91の2】医事関係訴訟における各手続別 の平均期間(鑑定実施事件)



【図92】鑑定実施事件における審理期間別の事件割合 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件全体)



【表93】鑑定人確保に要する平均期間

鑑定人確保に要する平均期間 5.3月
--------------------

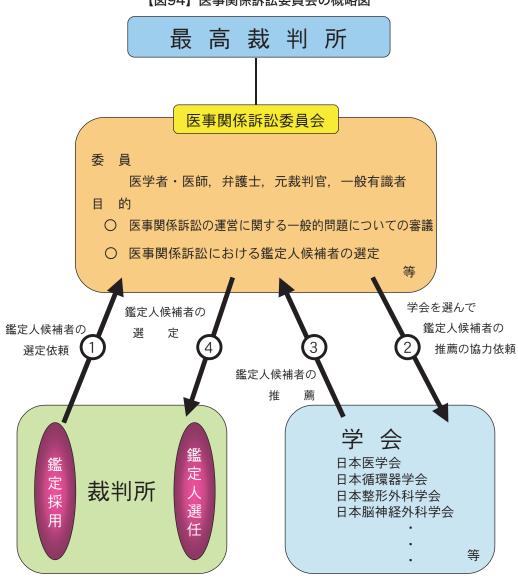
<sup>\*18</sup> 医事関係訴訟及び建築関係訴訟では特別に鑑定人確保のために要する期間についても報告を求めているが、民事第一審訴訟事件全体については、統計上、鑑定人確保のために要する期間を把握することはできない。

#### (鑑定に要する期間を短縮するための取組)

【図94】は、平成13年6月に最高裁判所に設置された医事関係訴訟委員会の概略図である。医事関係訴訟 委員会は、医事関係訴訟を審理中の裁判所から依頼を受けて、各事件ごとに適切な学会を選定した上、各学 会に適切な鑑定人候補者の推薦を依頼し、鑑定人の速やかな確保に努めている。これまでのところ、医事関 係訴訟委員会が推薦依頼をしてから、おおむね、1,2か月程度という短期間で、各学会から鑑定人候補者の 推薦を得ており、鑑定人の確保に大きく貢献している。

また,近時,各地方裁判所管内においても,医療機関,裁判所及び弁護士会等の協力により,鑑定人候補者推薦のための仕組みが構築されるようになっており,こうした取組が全国に広がりを見せている。さらに,大阪高等裁判所では,平成16年3月,管内の各地方裁判所の鑑定人候補者推薦ネットワークを統合し,高等裁判所としては初めて,管内の地方裁判所の裁判体から申出を受けて鑑定人候補者を推薦するためのシステムを構築した。

さらに、各裁判体においても、鑑定の内容の充実を図りつつ、鑑定に要する期間を短縮するための各種の 取組をしている例が見られる。



【図94】医事関係訴訟委員会の概略図

#### ○ 医事関係訴訟の推移と手続の変化

#### (新受件数及び平均審理期間の推移)

【図95】は、平成4年から平成16年までの医事関係訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移を見たものである。これによれば、医事関係訴訟の新受件数は、ほぼ一貫して増加傾向にあるのに対し、平均審理期間は、平成5年以降、ほぼ一貫して短縮化傾向にあることが分かる。



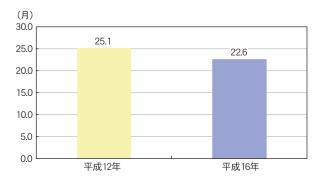
【図95】医事関係訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移

#### (争点整理の変化)

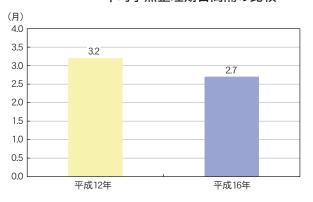
【図96の1~3】は、医事関係訴訟における争点整理の状況について、平成12年と平成16年の統計データを比較したものである。これによれば、平均争点整理期間は25.1月から22.6月に短縮し、その間、平均争点整理期日間隔が3.2月から2.7月に短縮している一方で、平均争点整理期日回数は、7.8回から8.3回にむしろ増加している。この統計データを前提とすると、平均争点整理期間の短縮化は、平均期日間隔の短縮によりもたらされたものといえる。

期日間隔の短縮が生じている理由の一つとして、前述のとおり、医事関係訴訟の実務に精通した訴訟代理人が選任されるケースが多くなったことにより期日間準備がより速やかに行われるようになったことが考えられる。また、裁判所側においても、医療集中部を中心として、早期に充実した争点整理を行い、診療記録等の提出を早い段階で求めるほか、診療経過一覧表や争点整理表を活用するなどの実務の運用改善を

【図96の1】医事関係訴訟における 平均争点整理期間の比較



【図96の2】医事関係訴訟における 平均争点整理期日間隔の比較

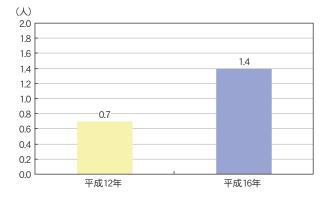


行っており、こうした試みが期日間準備の効率化、 迅速化につながっているのではないかと推測される。 なお、期日回数についての変化は、比較的わずかな ものであり、傾向を見るためには、今後の推移を見 守る必要があろう。

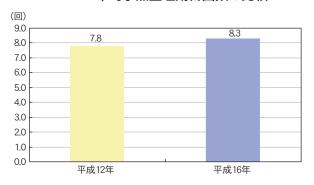
### (人証調べ)

【図97の1~3】は、医事関係訴訟における人証調べ手続について、平成12年と平成16年の統計データを比較したものである。【図97の2】によれば、1期日当たりに取り調べる平均人証数が0.7人から1.4人に倍増しているが、【図97の1】によれば、人証調べに要した期間は16.5月から6.2月に大幅に短縮化していることが分かる。人証調べに要した期日も4.6回から2.3回へと大幅に減少し、人証調べ期日間隔も3.6月から2.7月に短縮している(【図97の3】)。これは、医事関係訴訟においても、集中的な証拠調べが実践されていることによるものと考えられる。

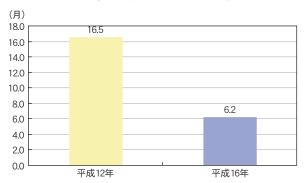
## 【図97の2】医事関係訴訟における 1期日当たりの平均人証数の比較



## 【図96の3】医事関係訴訟における 平均争点整理期日回数の比較



【図97の1】医事関係訴訟における 平均人証調べ期間の比較



【図97の3】医事関係訴訟における平均人証調べ期日 回数及び平均人証調べ期日間隔の比較

